

「祭礼執行願書」を読む

＝徳山毛利家文書を＝

会員 山本節子

以下は。

文化二年（一八〇五）九月、町奉行所より代官への通達にて、

「神事祭礼懸り、花踊り・出し・見せ物總て寄附事などは、過る寛政末歳已來追々仰せ出だされ筋あり、去年に

至つては御改定の御沙汰後例に仰せ付けられ候義ニ付、年々夫々の祭日に差し向かいその筋願出次第取り調べの

上、御定例に相違無き筋は、願書へ張り紙にて御定例通りの願に付、差免の趣、御一祭り事限り認め……」

とあり

文中「寛政末歳已來……」とは、松平定信が一七八七年（天明七末歳）～九三年（寛政五丑歳）まで行つた寛

政の改革である。儉約令・棄損令・異学の禁止などの諸政策において、幕政体制を乗り切るための幕府の改革の一つとして、各神社の祭礼も例外なく含まれていました。徳山藩においても町内の各神社において祭りを執り行う時に、願書が出され、差免された様子が古文書にある。

「徳山村本宮權現」現在熊野神社
に於いての「御沙汰書」「口上覚」などである。

尚、熊野神社では現在も毎年春と秋祭りが行われている。

春祭り 四月二十九日（昭和の日）

秋祭り 十月第一日曜日

両祭りともに十五町内の総代さんの話し合いに於いて取り決め、秋祭りでは本宮權現神輿を乗せた台車を中心子供みこし数台を前後に置き町内一巡して、直会で祭りは終わる。

「御沙汰書」（原文上記・読み下し文）

子供踊山 一車

西浜崎町

同断

吉川
佐藤山三車
西船町

圓

西船町

右本宮權現祭礼の節、此の両町
並に油屋町三ヶ所より先年踊り山

一車充仕出の分、寛政年中

差留められ候処、此度御沙汰の筋

有り已後三ヶ所間にて二車

仕出差免されるべく、しらべの上向々願

出に付、両町へ前書の通り

差免され候、已後の儀も其願出

の趣によりて、差免されるべく候、隨分

事軽の仕出方に取計べく候、此外

諸町より右祭礼に花山・出し

人形・隋兵等の仕出諸事、去年

迄の仕来通り願出候上

差免されるべく候事

文化元甲子 九月七日

「口上覚」（原文上記六行目より・読み下し文）

本宮權現御祭礼に付、

油屋町よりも踊り山お願ひ

の儀、申し出成られず候段、御

内々御尋仰せ聞かれ候処

貧町の儀に付、心遣い相成り

申さず段御答申上候、然る処

前々より出し來りの山引

申さず候ても、気の毒に存じ奉り候間

去年迄の通り山ばかり

御引かせ遣わされ候はば、有難く奉

以下略

上欄「朱書き」に

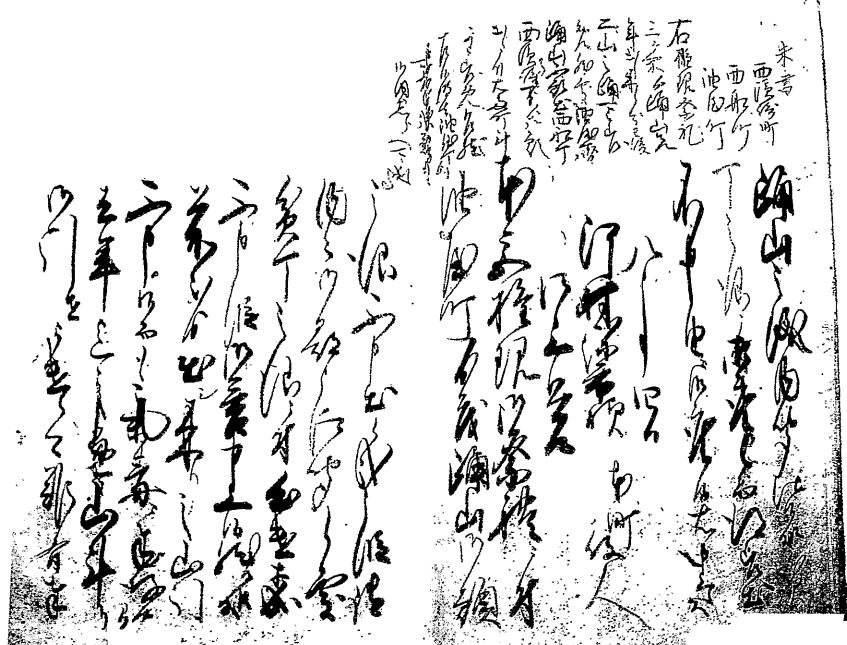
西浜崎町

西船町

油屋町

右、權現祭礼

三ヶ所より踊り山先



年出来候分、已後

二山の踊り差免されるべく

然る處、油屋丁よりは

踊り山願出す、西船丁

西浜崎丁よりは願

出に付、右両町ばかり

差免されるべく、然しながら、

左候へば、油屋丁よりは

(解説不能)

御内しらべ成られるべく候事

以上は、前年度の「御沙汰書」「口上覚」である。□

上覚えの上欄に朱書きにて気付きをメモして祭りにおけるもめ事が出ないよう調整している様子がうかがえる。

さて、この年の願出は・・・(原文下段へ掲載)

一乙丑八月、油屋町踊り山仕出し度願
出に付、町奉行所え左の如く達す

本宮権現祭礼の節、西浜

崎町・西船町・油屋町三ヶ所より

子供踊り車山、先年寛政

年中踊り差止められ候處、去る甲子

(原文・読み下し文)

一 乙丑八月 油屋町 踊り山 仕出度願
出に付 町奉行所え左の如く達す
本宮権現祭礼の節 西浜
崎町 西船町 油屋町 三ヶ所より
子供踊り車山 先年寛政
年中踊り差止められ候處 去る甲子

歲御沙汰筋に付、先年の

三ヶ所踊り山を已後三ヶ所間、年

番にて二ヶ所踊り山差免されるべくの趣・・・

(以下原文省略)

御届仕事文

「御届仕事事」 (原文上記・読み下し文)
一本宮社祭日に付、船町・西浜崎丁踊り山先々の通り興
行御免仰せ付られ候に付右両所例の通り、今晚本宮社
神前に於いて興行初め仕らせ候、此の段御届申し上候
間左様御聞き達し遊ばされ下さるべく候、其の為是の
如く御座候、以上

九月八日 黒神典膳

以上のように、文化二年（一八〇五）この年も「町内
よりの届け出」により許可がおり、祭りを行う届が代官
へ提出され、徳山村本宮權現において無事祭りが行われ
たことがうかがえる。

この他に

「富田村 荘寺八幡宮」（山崎八幡宮）
「夜市村 高斗原八幡宮」（鷹飛原八幡宮）
「福川村 祇園天王」
などの各神社における祭礼願が残されております。